

四日市市戸籍関係等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 7 月 2 日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第 3 5 号

四日市市戸籍関係等手数料条例の一部を改正する条例

四日市市戸籍関係等手数料条例（平成 1 2 年四日市市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後			
別表（第 2 条）			
種別	単位	金額	備考
(略)			
住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）の規定に基づく住民票、除票、戸籍の附票及び戸籍の附票の除票に記載した事項の証明	(略)		
(略)			
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「番号法」という。）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードの再交付（追記領域の余白がなくなった場合、個人番号若しくは住民票コード変更により返納した場合又は国外転出により返納した場合の再交付を除く。）	(略)		
墓地、埋葬等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 4 8 号）の規定に基づく埋火葬に関する証明	(略)		

改正前			
別表（第 2 条）			

種別	単位	金額	備考
(略)			
住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく住民票及び戸籍の附票に記載した事項の証明	(略)		
(略)			
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付（追記領域の余白がなくなった場合、個人番号若しくは住民票コード変更により返納した場合又は国外転出により返納した場合の再交付を除く。）	(略)		
<u>番号法第7条第1項に規定する通知カードの再交付（追記領域の余白がなくなった場合、個人番号若しくは住民票コード変更により返納した場合又は国外転出により返納した場合の再交付を除く。）</u>	<u>1 件</u>	<u>5 0 0 円</u>	
墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）の規定に基づく埋火葬に関する証明	(略)		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(市民文化部市民課)